

議第1号

令和2年度使用教科書追加採択について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第6項及び第25条第1項並びに教育長に対する権限の委任等に関する規則第1条第6号に基づき、別紙のとおりとする。

令和2年2月19日提出

岐阜県教育委員会

教 育 長      安 福   正 寿

< 根拠法令 >

**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**

第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

(事務の委任等)

第二十五条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

**教育長に対する権限の委任等に関する規則**

第一条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

六 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十四条第一項（同法第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合も含む。）に規定する教科用図書（以下この号において「教科書」という。）の採択方針に関すること及び県立学校の教科書を採択すること。

## 別紙

## 令和2年度使用 県立高等学校用教科用図書

学校名	教科	科目	発行者	教科書番号	教科書名
揖斐高等学校	家庭(専)	家庭(専)	教図	家庭 309	子ども文化

## 令和2年度使用 県立特別支援学校用教科用図書

学校名	発行者	図書名
岐阜希望が丘特別支援学校	F O M 出版	よく分かる Microsoft Word 2016 基礎
	F O M 出版	よく分かる Microsoft PowerPoint 2016 基礎